

## 『しがぎん』 Web口座振受付サービス利用規定

### 1. 適用範囲

- (1) 『しがぎん』 Web口座振受付サービス（以下、「本サービス」といいます）とは、当行預金者（以下、「預金者」といいます）が、当行所定の収納機関（以下、「収納機関」といいます）に対する諸料金等の支払いに関し、預金者の使用に係るパソコン、携帯電話等の端末機（以下、「端末機」といいます）の画面上に表示された収納機関のウェブサイトから、預金者本人名義口座を引落口座に指定することにより、当行所定の口座振替契約に基づく預金口座振替契約の締結を申込みできるサービスをいいます。なお、本サービスによる預金口座振替契約の締結については、本規定により取扱うこととします。
- (2) 本サービスは、キャッシュカードが発行されている個人の普通預金口座（決済用預金を含む）の預金者に限り利用することができます。

### 2. 利用方法等

- (1) 本サービスを利用するとき、預金者は、端末機に表示された収納機関のウェブサイト上の本サービスに係る画面表示等および収納機関との間の契約書面等により本サービスでの申込内容を確認のうえ、当該ウェブサイト上に表示された本サービスに係る操作手順に従い、自ら端末機に引落口座の支店番号、科目、口座番号、キャッシュカードの暗証番号等の所定事項（以下、「所定事項」といいます）を入力し、当行所定の方法により正確に伝達するものとします。預金者が当行あてに伝達した所定事項が、当行に登録されている所定事項と各々一致した場合には、当行は、預金者からの預金口座振替契約締結の申込みがあったものとみなし預金口座振替契約の締結手続を行います。
- (2) 本サービスの取扱可能時間は、当行所定の時間内とします。ただし、この時間については、事前の通知なく変更することがあります。なお、当行の都合および収納機関の利用時間の変動等により、当行所定の時間内であっても利用できない場合があります。
- (3) 以下の各号に該当する場合、本サービスを利用することはできません。
  - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
  - ② 本規定に反して利用された場合
- (4) 以下の各号に該当する場合、当該口座について本サービスを利用することはできません。
  - ① 預金者が複数回にわたりキャッシュカードの暗証番号等を誤って端末機に入力した場合
  - ② キャッシュカードまたは預金通帳等の紛失または盗難の届出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行った場合
  - ③ 差押え、相続等止むを得ない事由により、当行が不適切と認めた場合
  - ④ 『滋賀銀行反社会的勢力排除規定』の適用がある場合その他事由により当該口座において取引を制限している場合

### 3. 預金口座振替契約等

- (1) 預金者が預金口座振替契約締結に必要な所定事項を入力し、当行所定の方法により正確に伝達した後に、端末機に入力内容確認の画面を表示しますので、その内容を確認のうえ、正しい場合には、口座振替申込ボタンを押下し当行に通知するものとします。当該通知が当行所定の時限までに行われ、当行がこれを受信した場合は、預金者による預金口座振替の申込みが確定したものとし、当行は申込みを承諾した旨の通知（以下、「承諾通知」といいます）を端末機に発信し、その内容を端末機の画面に表示します。この場合、当行が承諾通知を発信した時点で、預金者・当行間で次の預金口座振替契約が成立するものとします。

- ① 当行と預金者との間で契約が解除されるまでの期間、収納機関から当行に都度送付される請求書等記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引き落としのうえ支払うことができるものとします。
  - ② 当行は、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書および預金通帳の提出なしに当該口座より請求書等記載の金額を引落とします。
  - ③ 収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日。）において請求書等記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。））を超えるときは、預金者に通知することなく、請求書等を収納機関に返却します。また、振替指定日に当該口座からの引落としが複数あり、その引落としの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引落とすかは当行の任意とします。
  - ④ 収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引続き取扱うものとします。
- (2) 当該承諾通知が通信回線障害等により端末機に届かず端末機の画面に表示されない場合は、預金者は当行に照会することとし、この照会がなかったことよって預金者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
  - (3) 預金口座振替契約を解除するときは、預金者から当行へ届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書等の送付がない等相当の事由があるときは、当行は預金口座振替契約が終了したものとして取扱うことができるものとします。

#### **4. 収納機関への情報通知**

- (1) 本サービスによる預金者からの預金口座振替の申込みの確定または不成立に関し、当行は収納機関に対し、当該情報を通知するものとします。また、申込みが確定し、預金口座振替契約が成立した場合、当行は預金者の当該収納機関に対する預金口座振替申込に関する情報を契約者に代わって当該収納機関に送信します。さらに、預金者から所定の書面により取入れた届出の変更に関する情報については、当行が預金者に代わって当該収納機関に送付するものとします。当行が当該収納機関に前記の送信および送付を行うことにつき、預金者は予め同意するものとします。
- (2) 申込みの確定に関し、当行は収納機関に対し、預金者が当行の普通預金口座を開設した際に本人確認を行ったか否かの情報を提供することがあります。この場合、収納機関はこの情報を収納機関の本来業務であるサービスの申込受付を行う際に、取入を必要とする本人確認書類の取入を省略するために利用し、他の目的に使用することはありません。当行が当該情報を当該収納機関に提供を行うことにつき、預金者は予め同意するものとします。

#### **5. 預金口座振替の開始時期**

収納機関からの請求に基づく預金口座振替の開始時期は、本サービスによる申込受付後、各収納機関の手續完了後とします。

#### **6. 本サービスの利用停止**

預金者は、当行国内本支店へ申出ることにより、本サービスの利用を停止することができます。当行はこの申出を受けたときは、直ちに本サービスの利用を停止する措置を講じます。なお、この申出前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

## 7. 免責事項

- (1) 次の事由により、預金者が本サービスを利用できない場合、また預金口座振替不能、延滞等があっても、これにより預金者に生じた損害について当行は一切責任を負いません。
  - ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等止むを得ない事由があった場合
  - ② 当行および共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにも拘らず、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合
  - ③ 当行が相当の安全対策を講じたにも拘らず、当行が送信した情報に誤謬・遅延欠落等が生じたとき。
- (2) 預金者以外の第三者が不正に取得した口座情報を端末機に入力することにより預金口座振替を申し込んでも、当行が、入力された所定事項と当行に登録されている所定事項との一致を確認して預金口座振替の申込みを受付けた場合は、当行は預金者からの預金口座振替の申込みとみなして預金口座振替契約の締結手続を行います。この場合に預金者に生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- (3) 公衆回線・専用電話回線・インターネット等の通信経路において、盗聴・不正アクセス等がなされたことにより、預金者の暗証番号やその他情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- (4) 本サービスおよび本サービスによる預金口座振替について預金者と収納機関との間で紛議が生じても、当行に責めがある場合を除き、預金者と収納機関との間でこれを解決するものとし、当行は一切の責任を負いません。

## 8. 届出の変更等

預金者の氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、預金者は直ちに当行所定の書面により本サービス利用口座の取引店宛に届出するものとします。この届出を怠ったことにより生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

## 9. 通知等の連絡先

当行は預金者に対し、申込内容について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、預金者が予め当行に届出た住所、電話番号等を連絡先とします。当行が本連絡先にあてて通知・照会・確認を発信・発送し、または書類を発送した場合には、前条の届出を怠る等、預金者の責めに帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。当行の責めによらない端末機、通信機器および回線等の障害による延着、不着の場合も同様とします。

## 10. 個人情報第三者提供の同意

預金者は、本規程に基づく申込みおよび取引にかかる氏名、口座番号等の情報が、当行から収納機関に提供されることに同意します。

## 11. 責任制限

本サービスの利用に伴い預金者に生じた損害についての当行の責任は、当行の故意又は重過失による場合で、かつ直接の通常損害の範囲に限られます。

## 12. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホ

ホームページによる公表、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

### **13. 規定の準用**

本規定に定めのない事項については、キャッシュカード規定および預金口座振替規定により取扱います。

### **14. 準拠法・管轄**

本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関し訴訟の必要が生じた場合には、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

(2020年9月7日現在)